

御堂筋デザインガイドライン 御堂筋本町北地区 -Ver.1.2-（概要版）

目的

＜まちの将来像とまちなみ創造の作法の共有と対話型まちなみ創造の実践＞

- 国内外を問わず、土地所有者、建物事業者、店舗等のテナント事業者等、まちづくりに参画するすべての人々（事業者等）が御堂筋エリアの将来像と、御堂筋沿道における景観形成だけでなく幅広い視点からのまちなみ創造の作法を共有する必要があり、その羅針盤として本ガイドラインを策定するものです。
- 本ガイドラインに沿って本市と事業者等が対話を行うことにより、デザイン等を適切に誘導し、もって、大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみ創造、ひいては、御堂筋の活性化を推進することを目的とします。

＜進化するガイドライン＞

- 社会環境・経済情勢の変化等に対応して、その内容を適宜見直し、より望ましい姿へと進化させていくこととしています。

◆御堂筋にふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみのルール

大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみ創造に向けて、周辺のまちなみの状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、建築物及び敷地単位のみだけではなく、周辺環境や御堂筋沿道全体として調和も配慮しながら、本デザインガイドラインに沿って建築物等の配置、規模、形態・意匠、低層部の用途等の内容について検討してください。

（1）風格あるビジネスゾーンの形成に向けて

1) 落ち着きと統一感のあるまちなみの形成

●御堂筋にふさわしい外観 （形態）～基壇部の形成～

- これまでに形成されてきたまちなみの連続性を継承するため、高さ50mで基壇部を形成し、軒線を強調

～50m軒線の強調～



軒師で軒を強調している例



中層部と高層部で意匠を切り換えている例

（意匠）

- 低層部と中層部はデザイン的に分節されるよう工夫すること



素材や意匠の切り替えにより低層部と中高層部を分節している例

- 壁面は窓と壁で構成することを基本とする



独立窓とし陰影を創り出している例

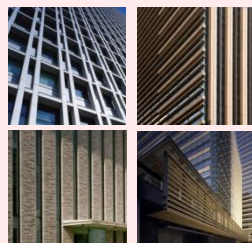


マリオンとルーバーで分節し存在感を出している例

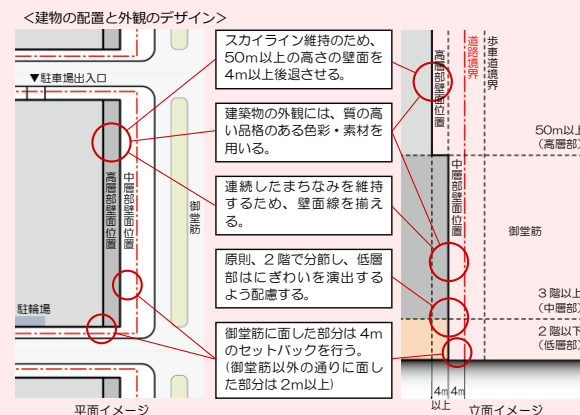


マリオンにより垂直方向のラインを強調している例

- 壁面の素材は重厚感があり、時の経過とともに風合いを増すもの等を用いることを基本とする

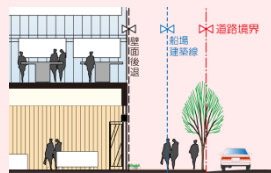


外観の素材イメージ



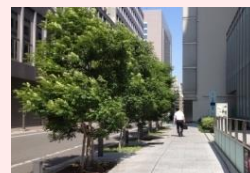
2) 街区で調和した魅力的な空間づくり

- 船場後退・壁面後退部分の設えの配慮



A

- 植栽の配置の統一



並木をAの位置に設けた例

- 舗装材（歩道・壁面後退）の統一への配慮



東西方向道路の舗装材・舗装パターンの違い

など

基本的な考え方

- より良いまちなみの実現をめざし、風格のあるまちなみを形成するための形態誘導や、にぎわい形成のための具体的指針等を示します。
- 建築物の外観デザインや低層部のにぎわいの質などは、一定の条件のもとに事業者等の創意工夫に委ね、魅力的で陳腐化しないまちづくりの実践を誘発することを意図し、望ましい参考事例等（写真等）を列挙しながら、指針等を示します。

対象となる行為

- 建築物を新築、増築、改築、移転する場合
- 道路に面する外観の模様替え、外構の模様替えをする場合
- 用途変更、大規模の修繕又は大規模な模様替えをする場合
- 屋外広告物を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合

（2）上質なにぎわいのあるまちなみの形成に向けて

1) 低層部におけるにぎわい形成に資する用途の導入

●御堂筋に面する低層部の用途

- 店舗、飲食店、展示場、美術館、博物館の用途を基本とし、御堂筋にふさわしい用途・テナントの質、及び形態・意匠などについて配慮



1階に店舗を設けている例



1階と2階に店舗等を設けている例



低層部に店舗や飲食店を導入することで、業務時間外にも新たな人の流れが生み出され、にぎわい形成につながっている例

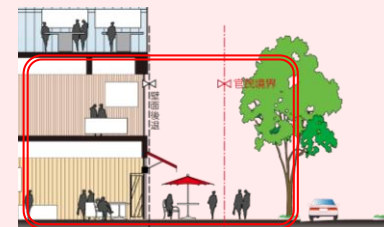
2) 低層部における上質で魅力的なにぎわい空間の創出 （形態・意匠等）



まちなみをつくりつつにぎわいを醸し出すことができる工夫を工夫してください



ヒューマンスケールに配慮し小割りとし、透過性のある構成としてください



2重線で囲まれた部分が一体性のある空間となるよう配慮してください

3) 船場地区を含めたにぎわい機能・空間の拡張

- 御堂筋以外の道路沿いへのにぎわい誘導の検討



4) オープンスペースの活用

- 壁面後退部分でマルシェを開催している例



5) 魅力的な夜間景観の創出

- 沿道への漏れ灯りに配慮
- 上質で温かみのある御堂筋にふさわしい色温度(3,000K以下)を原則とする



など